北夷紀行

下

七
八
九
附録

共三

内閣文庫

番號	和 35167
冊數	3（3）
函號	178 204

北蝦夷地紀行巻之七

ヲロツコ夷

一 東海岸シーヽタライカより奥地にヲロツコト称する異俗の夷
ありて人物大に蝦夷島とハ異なりて言語も亦通しかたし
一 理髪は總て剃切の事なく男夷ハ一組にして背に垂
し或ハ図のことく束総て頭にまとふるもの婦態總帯を帷子
一 時々の風俗ハ辨ならす事ともとも頭も容貌
お用ひて日本の風無其態を表せりと云
一 女夷ハ鬢髪を乱さす大様毎月の図の如く前髪或ハ図のことく分
組て背にたれ又ハ男夷のことく頭上にて束ねるもあり又ハ
一 其余の容貌顔色蝦夷島に比して大に異にして丈人ハ

國立公文書館
National Archives of Japan

男夷

婦女の姿態多く沐浴施粉の事もなし。されど口のまはりを
入墨して文様を描き。耳飾を為すもの多し
一 耳飾の環は南方より来るものにて。男夷は小環を作り。女夷は大環
にて圓のごとし。或は環ならで玉を飾る
一 衣服は織物。獣皮。魚皮にて作り。河獺。又は熊皮などにて是を製し
又本邦衣のごときもあり。皆山丹夷と交易せる変の物にて。更り
自織の布帛の類なし
一 此夷は木獣魚皮などにて衣を製し。又是を襦子帷絆の類をも着る事
前のごとし
一 男夷襦袢の下に襌子の上に白布などにて作れる褌帯のごときものを著して。又端に貝歯を飾りて飾とする事圓のごとし

男夷

国立公文書館
National Archives of Japan

女夷

国立公文書館
National Archives of Japan

夷被髪の事南方と大ニ異なりして夷狄の長節ハ短く縞
纏をかるのミにして襦子犢鼻を着する事ハ寛に放く譲く
ましくして其業を勝人と知へし
一 其業ハ肌膚を出す事ハ恥とせす程を云ひ長くして膚ニ
及ひ肉を襦子犢鼻を著け裳衣飾洞を附る事図の如し
一 飲食の事ハ南方ニ異なる事なく獣魚の肉或ハ草根
木実を食す
一 言語ハ一文字ニ任せる事なく草魚獣ニ和を追て
時ニ諸方に遷移し或ハ変図のことくなる假屋を営て
ニ部を依して業を為すなり地孔ニ入て遷移する事ニ更大旅地界
ゆりて無き轉移なすまゆ處なし或ハ身ニ添て漁猟その

女夷

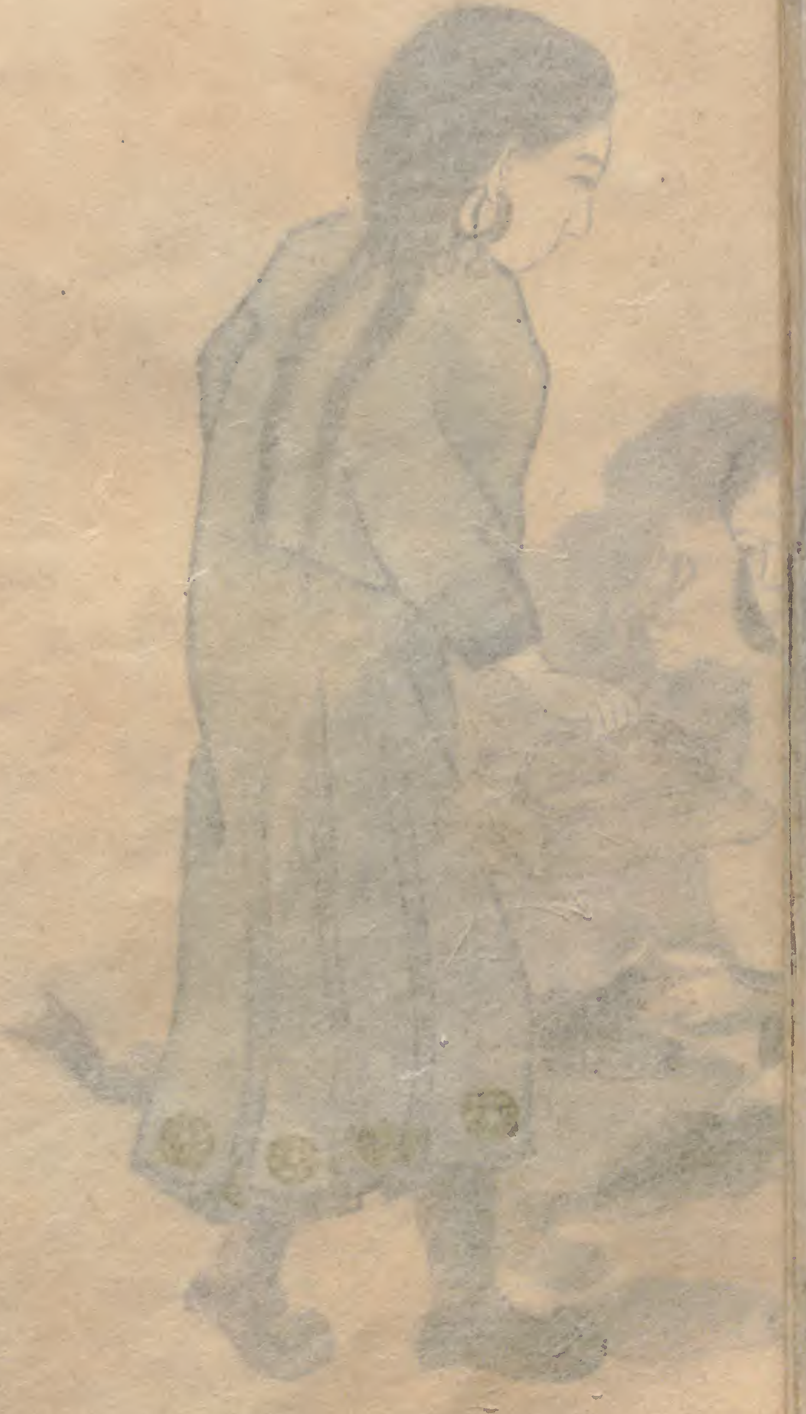

假屋

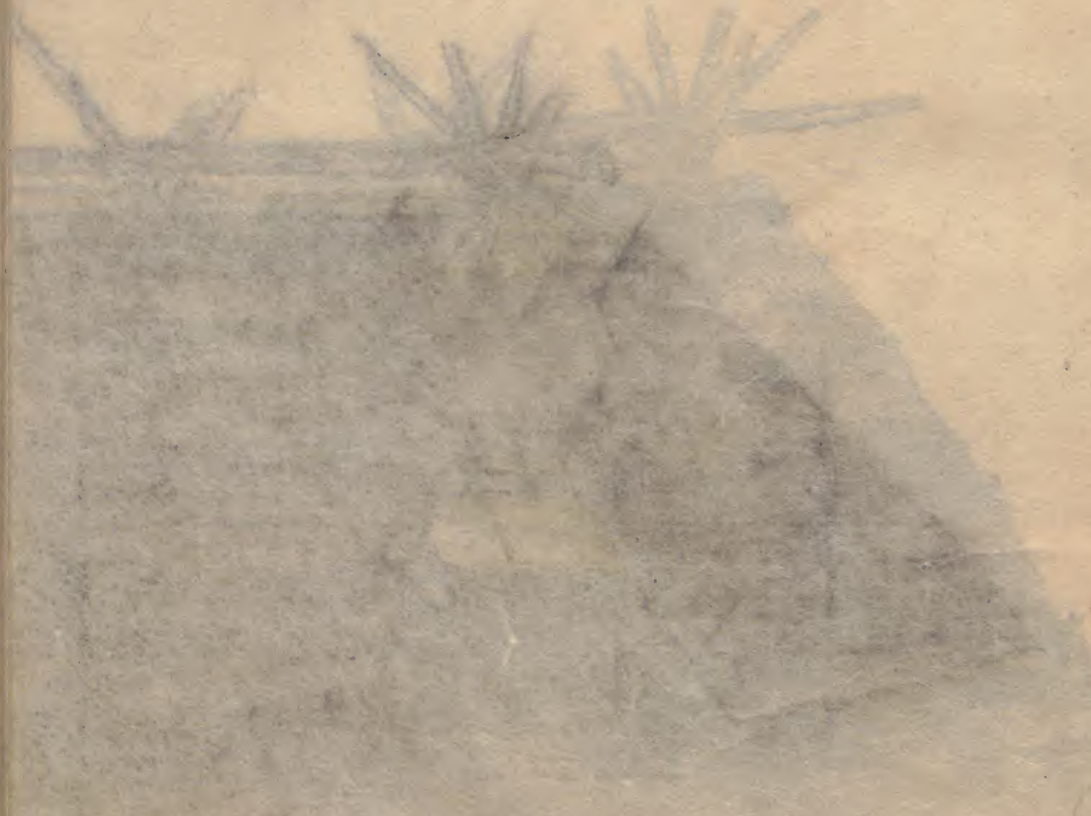

雑物なき時は百里の外迄も遷移することありといへとも毎年
其まゝ測而も一里の内に遷移往還候故又夫々の名を称
することへき名なし

一 假屋の製造するにハ仲秋の比よりして雑木の皮を剥木
にて屋を造りし秋末より暮春の頃まての間木皮枯燥し
て剥へからさる時は雪ふりて一支財を受此樺木皮魚皮をもて
用ひける 本邦桐油のことき物を以て屋を覆ふ

一 樺木皮魚皮をもて織技し母なく モウセの糸を以て織る也
樺木皮の大サ 横三尺許竪二三尺許魚皮は一尺四方許
に切製し 平生廿三種を貯置て毎年是を用ひ渓の月
の用とす 魚皮は夷人スメレンクル夷の貯なる事ゆへ皆是を用ゆることとなる

假屋

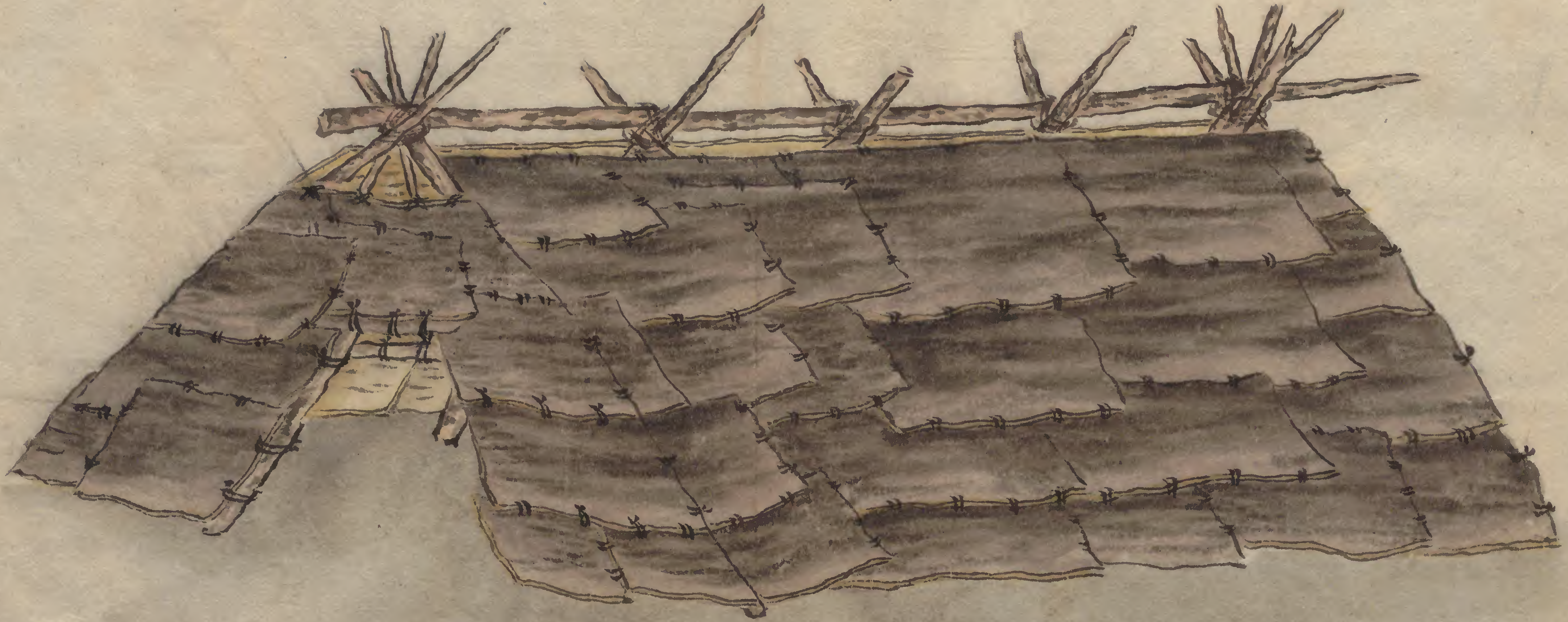

の用とす夏ハ夷人スメレンクル夷の賊を交易の為ニ来ることあり

国立公文書館
National Archives of Japan

倉

国立公文書館
National Archives of Japan

とゝ申し

一 藤布皮を厳寒に積置、其時節に至る時是を用る次第ハ先煉して

破敗せん事をおそれて、其時にあたりて魚皮を出して屋を覆

一 廩に運ひて国のことし、是に年中食する所の魚獣の肉

などを貯へ置、運移して至る所木を切りて是を造り、又他

所へ移る時ハ棄置て去る事なり。此ハタライカより東北海

濱の澤台所に建置く

一 北海ハ俵物のことく、律をもちて年中海にて其力を得るといふ由し

故に至る所多く魚獣の肉を貯へ、穢ある故に此所穢あり

くかさねて至る事、往昔会所のところへ来りて棄て、所々に移る故

其土人の居中に往昔肉のことくおかれ、所々に移りして至る所

雑魚なくして飢饉に迫る時は放念を避けし一に勝負を
案成して食せしむ

一 生産の葉海羅の熱湯にて南方の邊にて多る事なし
只水を養ひ候しトナカイ鶏を飼て是の邊に
ころなる女なり食事をうつして数多なれはよりて
大概家毎に竹鶏をやしなふこともなし畜類なとの九指
二三羽を養ひ申候なり秋冬の頃の野方に放して
し冬月になり草花枯盡の時は山に入て松蘿を食
せしむ

一 夷還後に毎年し鶏雛籠或は海羅の片貝寒く渋鶏に
飼して日々に食して運送候故年し海に半世鶏なる人なく

ヘボ二種

棺

是もなく恵の主に勝る事なるへし

一 此獣性馴やすくして知をよくし友ゝ使ふ人の気に入りて同居
する事ニ候
乾隆御製集曰東海有使鹿部落使鹿
貢物如中國役馬然其鹿似常鹿而稍
大名乾達漢

一 婚姻葬祭の事絶てなき事を見聞せさる文なれ
ハなきを記せる事を得す只踏舞の事ハ有同様ならて
のミなるよりは異俗のよしを通せる事をなさす候人跡
の附さる國此ことしなる根本を納て御なるの暴露候事を
見ゆる也

夷造川舟

一 夷等ハ戦ニて人を殺し或ハ怨恨ニよりて[illegible]ニ寄
人を殺しぬる時ハ其後[illegible]といへとも其ハ[illegible]
讎を報ふの事あらハ其罪を責めて其人をして死罪ニ処す
然ハ宝器を出し其罪を謝せしむ 是蝦夷スメレンクル夷ニ
而も然りと云

一 器械の類ハ異なる事を見候ニ 一家の川舟夷ハ[illegible]
造るものハ多なり 此国のことし 然ニ暖寒あり 是此
海船ハ総ニ大概南方夷の[illegible]の[illegible]して異形
なる物なし

一 弓矢の類ハ南方ニ異なる事なし 只鏃の[illegible]
を異なる故 図スメレンクル夷の部ニ出候

夷造川舟

一 弓矢の製法ハ東方ニ異なる事なし 此節の…
を写す 図スメレニクル夷の製ニ出候

一 此巻種中より一集毎に首長くあるをえらりて唐表を抜粋
したる事當方なとし首長なる名林哥是を夫須
一 此巻ハ乃事宜する林哥唯れし一通見のするやうにとよう
黙する國々に集しあるハ初篇表なとし新脱ある
愛しありしハ頃撰くこと憶態なる巨細をしるす事あらしく厚ゆ

北蝦夷地紀行巻之八

スメレンクル夷 上

一ニシラヌシより西海岸凡百六十里なる處にキトウシと称する地名ありけるよりして夷地に満州附属の夷スメレンクルと称せる異俗の者と住居は其人物の理髪耳飾等もよりロワコ夷に異なる事なしといへとも容貌はとなとかしく上品なり言語は全く悉く異にして辨知しかたきこと多し其衣服は武亦獣魚皮を用ゆるものありといへとも満州に近く交易せる木屋にあれハ木綿衣服類満州製の物を用ゆる事多し

一女夷もまたヲロツコ夷に小異ある事なしといへとも其容貌

男夷

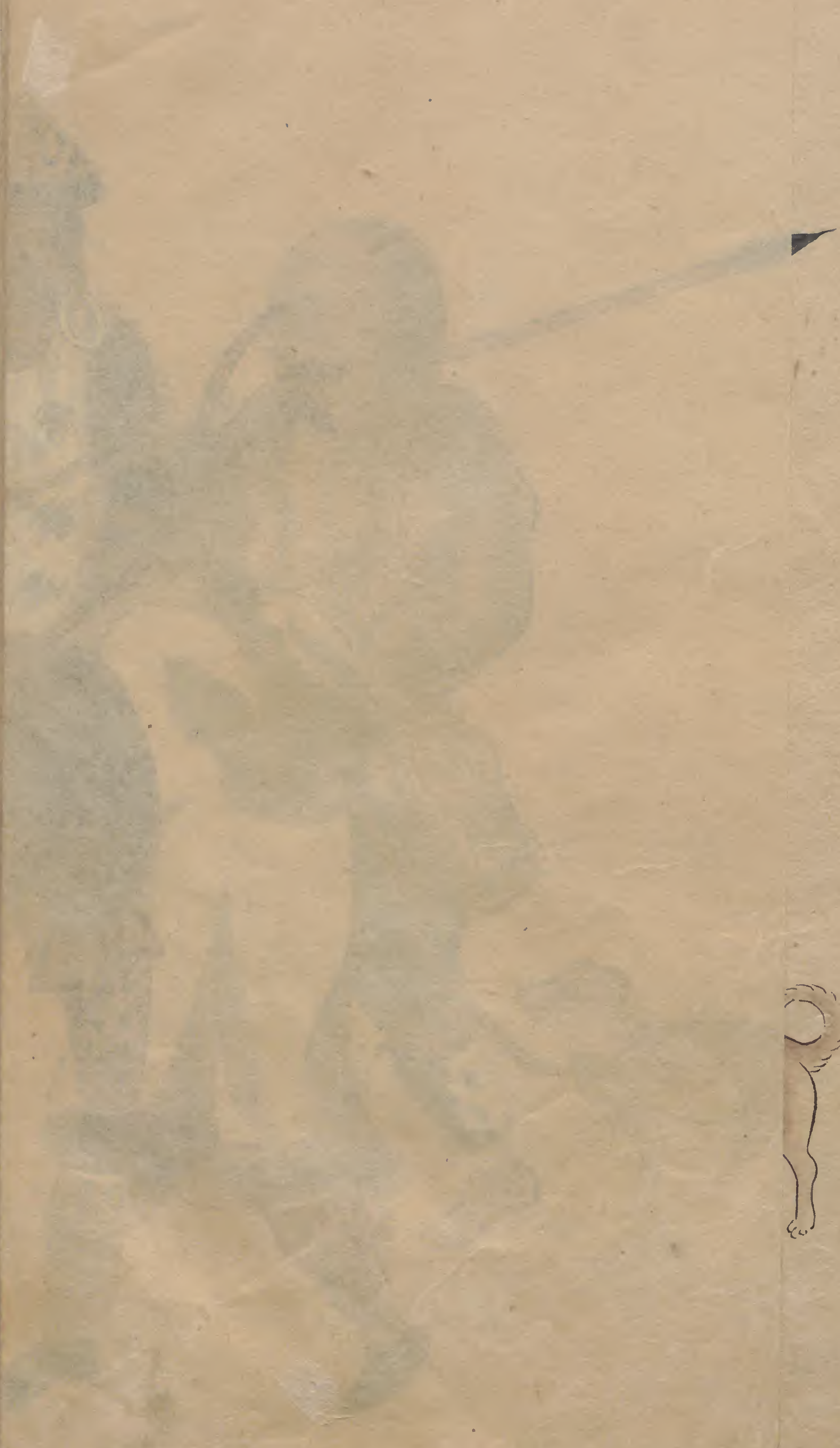

一 懶艶なる者多く冷湯洗粧の事なと見ゆることなしと
いへとも嚬口拭面せす事なく日毎に笑さる顔故に顔色は
清も滿漉にして醜様の色なし 且其情蝦夷島女夫
と大に異にして手紙なとする人といへとも能訓呪し言語
通せされは其言定 紫述なりかたしといへとも時宜寛暖の
鹿様なとなしといへとも 婉情妖態多男子に擬するの
さま 親意殊に深しと云

男夷

国立公文書館
National Archives of Japan

女夷

国立公文書館
National Archives of Japan

勤業女夷

一女夷ハ裁縫の事ニ疎きとなれハ其ハ諺色ハ義艶なりとしいへとも衆
夷ハこれを賤しめて婦嫁にもをしなすなり女夷裁縫の事に疎
熟せる事殊ニ精勤なり
一此夷ハ往ゝにして山且コルデツケ其他韃靼の諸夷にはと女夷
ないのなる色失なりといへとも殺せる事なしは法とさ女
を貴ふの情ある色し
一女夷梳頭ハ状図のごとく口ひゝかをを合せ居て志ちし梯
円をを混し梳頭次ハ男夷はは大ハ極みつゝしまるたんるく女夷
おして是れを理せしめ又相互にまれる者をも見るといふ
一女夷子女を産せるのにの見聞せる事なし只其子をを育せる
にまさく図のごとくなる槭に傳し屋にて彫ったを盡しく是

を掛く嬰児より四五歳まては皆かくのことし其下ハ木器
を置て遺尿をうくる物とす

一 手ハ束縛せられて動く事ならす足ハ屈伸さへ
といへとも亦自由なる事なし然れとも其飄々たるさま
の快きや又他邦の志らさる所也嬰児ハ論なし三
四歳の児といへとも淫慾あるもの也しかし合歓せしむる時ハ
束縛のまゝ児を抱き合し気を飲み吸ひ付て又掛る事か
ことし

合歓の図別にあり

一 飲食ハ南方諸島と異る事なしといへとも満州より粟豆
麦蕎麦の粉を交へ蒸して是を食となす其製意
南方夷と異なる者ありて其概をしらす然れとも其易る

梳頭女夷

梳頭女夷

麦蕎麦の粉を更に為し来て是を食になす其割烹

南方夷と異なる者なり其椒をかけ出し血れなし其為る

女夷育子

虚多つかれハ常食とるにまかせ時々稀に食せる也

一 一日中の食度数より定する事なく其飢渇に随て食せる事なりといへとも大抵あさゆふを限とせるなるへし男夫ハ朝起のまゝ其所業に取掛り漸ニ飢を催を覚へ頃に及て 九四鼓 家に帰る其内女夫ハ家にありて飯飴のことく常を調へ置これ等を待て給せしむ其御食の状大ニ本邦と異にして飯定交食せる事なく假令ハ家内三人なれハ先釜中の魚を三つにわかつ事いかにも多少なき様に三分に分りおき勧めて其食し終るを待て又平根の煮物并魚獣の油をわかちわけて三椀に分配して是を勧めおき亦喰し終て後他の粟麦粥なとを給せしむるや知せる事なれハ

肉物を二椀と食する事なし且大抵の食物は何物を食次
といへとも飲食の席にてハ歓味無食して多食する
事なく悉く僅にして夥しきを出す是其食物悉く山海
にとりて人造の物ハ少く次多く有益き者なり故ハ飢渇の
事をしらしも此となりしと云是西洋人の寿の数なるが故也

一 饗宴の時ハ南方を貴しとして其席を設け次席を北方に
殊し席を家中西向にせる者を上客とをし一手左
右頃を以て列せしむ

一 酒ハ地製のものを悉く蛮国より交易し来る蘭人の
にして名をアルカと称す　本邦の焼酎なるものと称す
錫盃にて溜壺中に入れ又ハ熱灰中に埋めて温酒
となし是を飲む杯ハ玻璃器にして満刺加より渡る本邦の磁
器の宴中一杯を巡環して是を飲む他器を用ゆる事なし肴
ハ干時より割烹様に肴をわけて以下其種をあらはし
て其繫をはぶく是（満刺加より交易し来る酒瓶錫壺杯まで他器とかに至る 本邦の漆器は図悉く巻末器械の部中に出す如く）

割烹

一 乾鱒　乾キトビル　夷称ワグー
右二味各細剉して僅に塩味を加へ蕃椒粉を合して
一種とす

一 生魚鮮鱠を作る者にして一器に盛り其別にシヤヒト称せ
る似昆布（布者）キトビル或ハ葱の類と合割し是を並
つ器に盛りて其上に酢を注ぎて少しも塩気を加へず是ハ

ゆへに其の魚肉を喰ふ

一 大豆 キトビル 眉児豆 其他草根并実を合し
て能くに煮じ魚油をそゝぎ和物とす

一 蕎麦の粉を以て餅と製し魚油を添へ一種とし

一 粟を粥となして一種の菜とす 満洲より来れ
るものあれハ珍味として賞翫にすと云

其大聚の如き類にして他ハ魚の肉にてまかなうせず 割
烹なし

一 凡諸肴何にても一種あれハ一品たり 如此なる事なりと云ハ者
又種々あれとも五品を出す事なし食事を終りて客あるに
出しても宜しく 其中の汁席を退て一品にて廻食しける

一 然るに人を招請する時ハ容固器なる程のものもありて蝦夷の宴
飲の様ハ何れにも

一 此夷城にありてハ酒を殊にかく貧賤の夷なるときハ其味を知
らさる者からに然るに林麓前にして酒糟の汁物を出して
菓と賞しむなり 唯義なりと称せられることとして其餘りなと
をふ有る事にあし 酒多く寄る都にありてハかしくなしてえと賞し
むなり 忽其味をもよふしてハ餘りをもとる事殊に切ふして
甚しき者ありてハ顔色を親しまざる事あり 至る者なと
り此夷飲食中の唔咀をとかむして他の例のなるし

一 此夷種しく赤土地の寒暖によりて穴居せるとの例せさる
ものなり其穴居せさる者の居家にハ大抵五六尺以西に至七

八寸四面許　或は縦長く横短きもありて古木をもつて組立て家の穴方戸
口として明りとり又出入口屋根は木皮をもつて是をおほひ
其上より土をかけて雑草を生じ風の吹ちらす事を防がしく
縄杭に木を伏せ置事如図

一　家の裏体も四方に穀く其表面石をもつて是を築き其
内も空虚にして竈戸口の右にもたく側と上面を穿て
竈となる故に煙竈外に出して悉く体中を通り
家の四隅に達して後家外に速く筒木中より散し
たり故に是を作る者の積寄の時といへとも家内温暖に
して穴居せんといふとも可なり

一　家の中央に初鳥穴居中のことく出口として其中央に

不穴居者居家

して穴居せぬもいへとも有り

一 家の中央ゟ初鳥穴居中のことく出写まして其中央ゟ

不穴居者居家

同居中

国立公文書館
National Archives of Japan

閣を設け飲食の雜具其他日用の器械は總て此圖の如し
一　戸扉は尽く割板を以て是を製し障子は　本邦の如く
格子を製し魚皮を以て是を張る
一　冬月寒き時は　四壁の表面丈を粘して細隙の風を防ぐと云
一　其穴居を為す莫月居する處の家其製總て同しといへとも
戸口は一層にのしそを設く外に出入する處なく窓を屋
上にあけ光を透明の窓となし煉は二方に設くといへとも
石を以てせつして板を用ゆ家の中央大なる爐を製して
外に竈を設けて其傍閣を包て雜器を安く
一　其穴居の状林藪に其表面のしをあらんて其居中をみえてん
有しもなん状のしを閉して其不見處を閣如き蓋初める

穴居者夏月居處

内閣文庫

の穴居に異なるなし

一食廩の制なく居家を同し山に引く木を堀り其根の殊に蔓延し地とに置て轉倒せさる者を撰しおゐて礎となすもの図のことし

一産業なく漁猟をもつて交易をなすといへとも且亦火を傳ふ用ふるのことくならしてもなしといへ ヲロフラ事に交わり 貧富の者も論なく家々ありとを領するものなく其恵養の有つきる

一亦自らに倍あり一家の内男女も論なし各々と業ひ八なく翁媼の拘縛に製二男の居るを称して各之頭を其頭を業として一家の業をなすと云其牧許をなり一七月は御島の用なる定なるなし

国立公文書館
National Archives of Japan

穴居者夏月居處

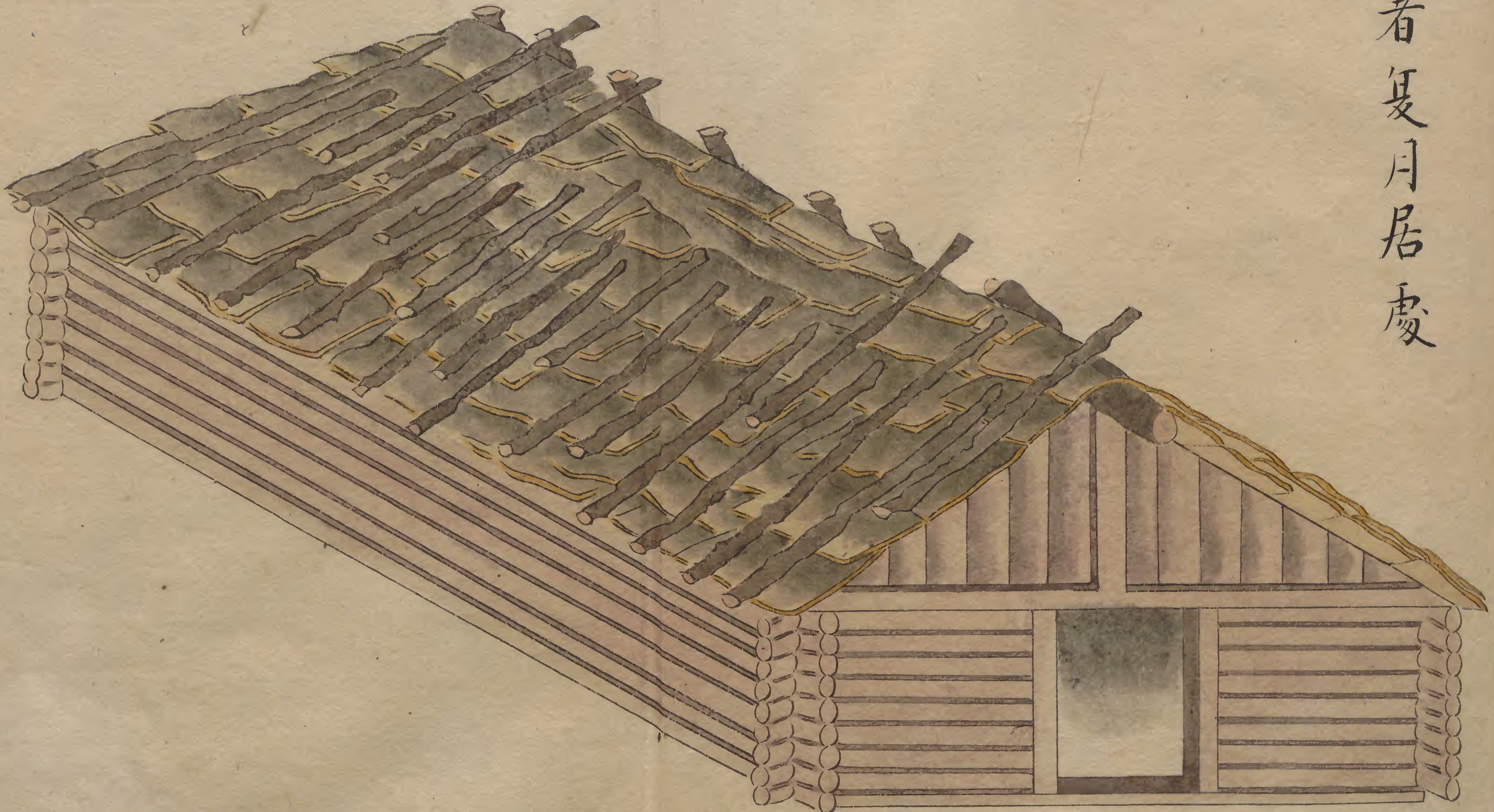

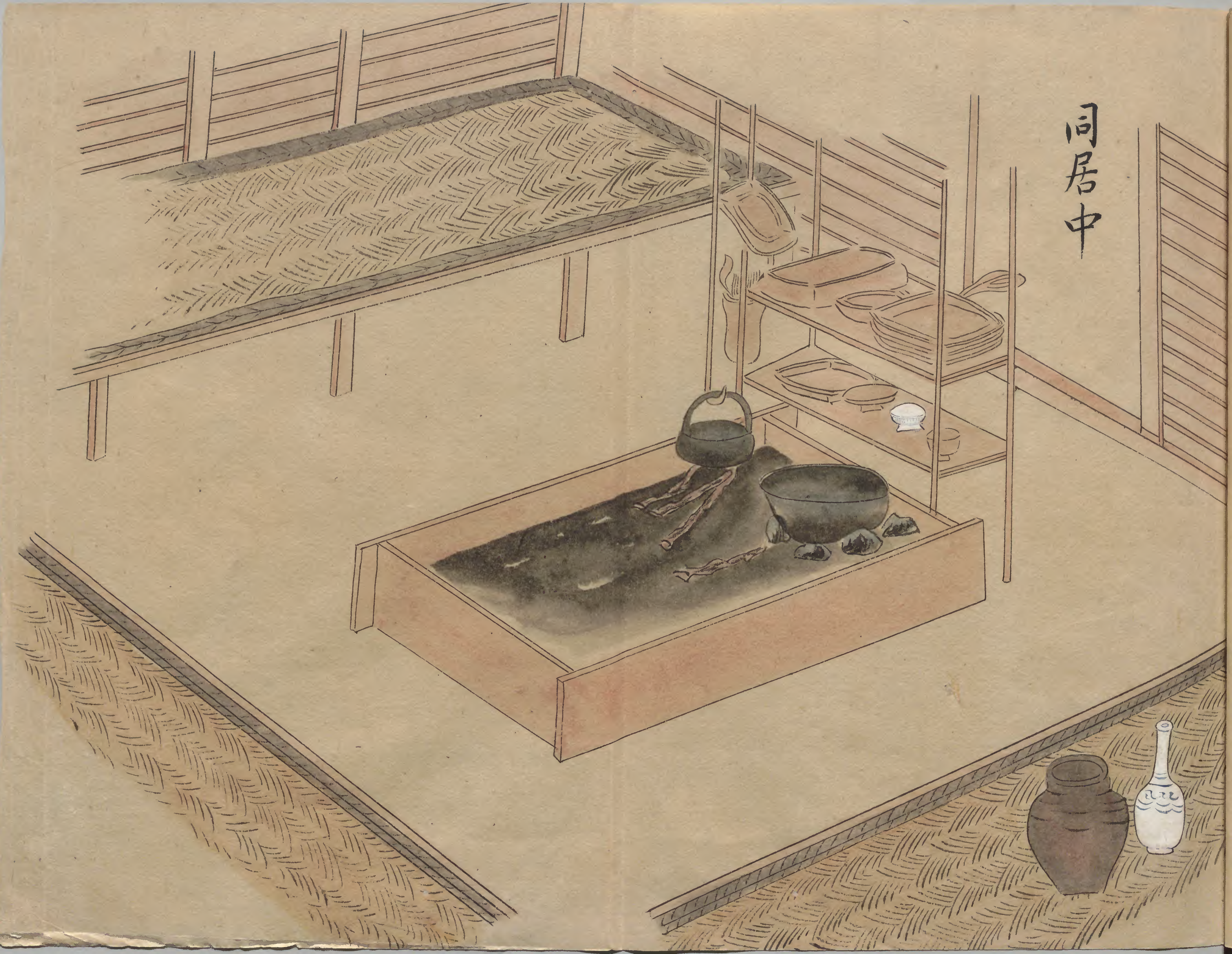

国立公文書館
National Archives of Japan

穴居表面

廩

国立公文書館
National Archives of Japan

一 此夷種も亦交易を事とせる事南方夷のごとくなれども甚
しどけ無に男女の差別なく悉く交易をなさしむ凡一
里半里の所ニ諸用ありて出行といへども必交易の諸品
を携行き出逢て交易をなして帰り来ると云 假令同集中
の夷たりとも決諾せざれハ暫時の貸借といへども忽ニ交易を
なす係ハいはゞ無ニ生涯の事ニなり

一 此夷種決而貸借をなさず 朋友眼近の者といへども
同じ邊境隣土の者といへども若條せざるなし

一 此夷も亦漁猟をなせる事南方夷ニ異る事なし 此夷域ニ
於てハ海獣ま多し 無数なれハ地獣と云へき者なし原ニ
破滅なる貯ハ無く地獣となる其獣もとよりつゞく獣なれハ

練磨の事大ニ辛苦なり且其次練磨し終て力とな
へきまでは月数を減却して僅に十か一を得ると云
一 漢構は渇ゝ由も得てよし然し網を役く
魚をとるは小網のごとくなくとの如く潮の増減は時に用て
一 湾江などの迫辺に施し魚をとるは許多なり
一 ノテトと名は海岸地の中に載せたるごとく泥湖多し其に
とり鴨のごとき小鳥群集せるは要にひとし只夷
截遊の時是をとるなり漁のごとく両兒あけて縄を引
一兒をもして鳥を近づけ鳥驚翔て縄を結ぶの時
高く縄を蹄して是をとるに大抵一撃にて百羽
より七八羽をとるなり縄長凡十二三尋長未と云え

より七八羽とれ候よし縄長凡十二三尋長走と云え

をなれどいへども大抵児のなす處なり

一 漁撈の図 漁ハ南方夷ニ実ニ多しといへども其俗
本より剛強なるものなれバ其業をなすにも実に昼夜の
わかちなく役として飢渇をも思ひ艱苦をも堪へて勉
あるの其地産物多くハ情遠きが故に飢餓に迫るも
なきと此地の如きにあらずといへども南方夷地なる處
ありといへ

児夷戯猟

国立公文書館
National Archives of Japan

北蝦夷地紀行巻之九

スメレンクル夷　下

一此夷中寶器と称する者亦蝦夷島に異なる事なく短刀鍔目貫の類大抵本邦の品へ渡る所のものなり又別に満州より来る所の短刀なり其柄鞘を蝦夷刻のごとく彫文しチヤンをもって塗りたるものなり

一夷寶の内ペツチと称する者ありニルデツケ夷の製したる所にして甲冑の形したる者なり満州の諸夷亦皆是を寶とし其製若鉄をもってこれをなし獣皮をもって是を綴り裏に獣皮を施し其形図のごとし殊に粗製にして用器となすべき者にあらずといへども夷中第一の寶器となし九闘争の

甲冑 夷名 ペツチ

事なれとも酋長たる有富者のみ是を被る

一 平生用ゆる處の器械漆器并濁其他漢物の類も多く本邦の物を用ひ其他諸雑器も悉く満州のものを用ゆ

一 弓矢の類蝦夷島に異なる事なし唯征服のみ其製を異にす故に図を出す 弓矢の製ハ詳にせされハ其見物を図し出す弓の全形鏃鏑を以て是を製し表面様本同じ粧ふ弦を 鏃節をもつて是を造る皆山丹夷の製なる處あり 矢ハ紀夷の自造する者にして其鏃本邦の二品あり本邦は島に用ひ漢鏃を勤て用ゆ箙本様皮を以て製 まれなる事し

一 満州より渡り来る錫器陶器其形其大サ大抵図のことし 杯盤も多く本邦の椀又は四ツ椀の類蓋ともに用ゆ大概其図を出す又満州皿を用ゆる事あり

一 満州より来る酒瓶二品あり其形左図のことし 初図の瓶を

一 満州島へ来る酒瓶二品あり 其形左図のことし 初図の瓶は

甲冑 夷名ペッチ

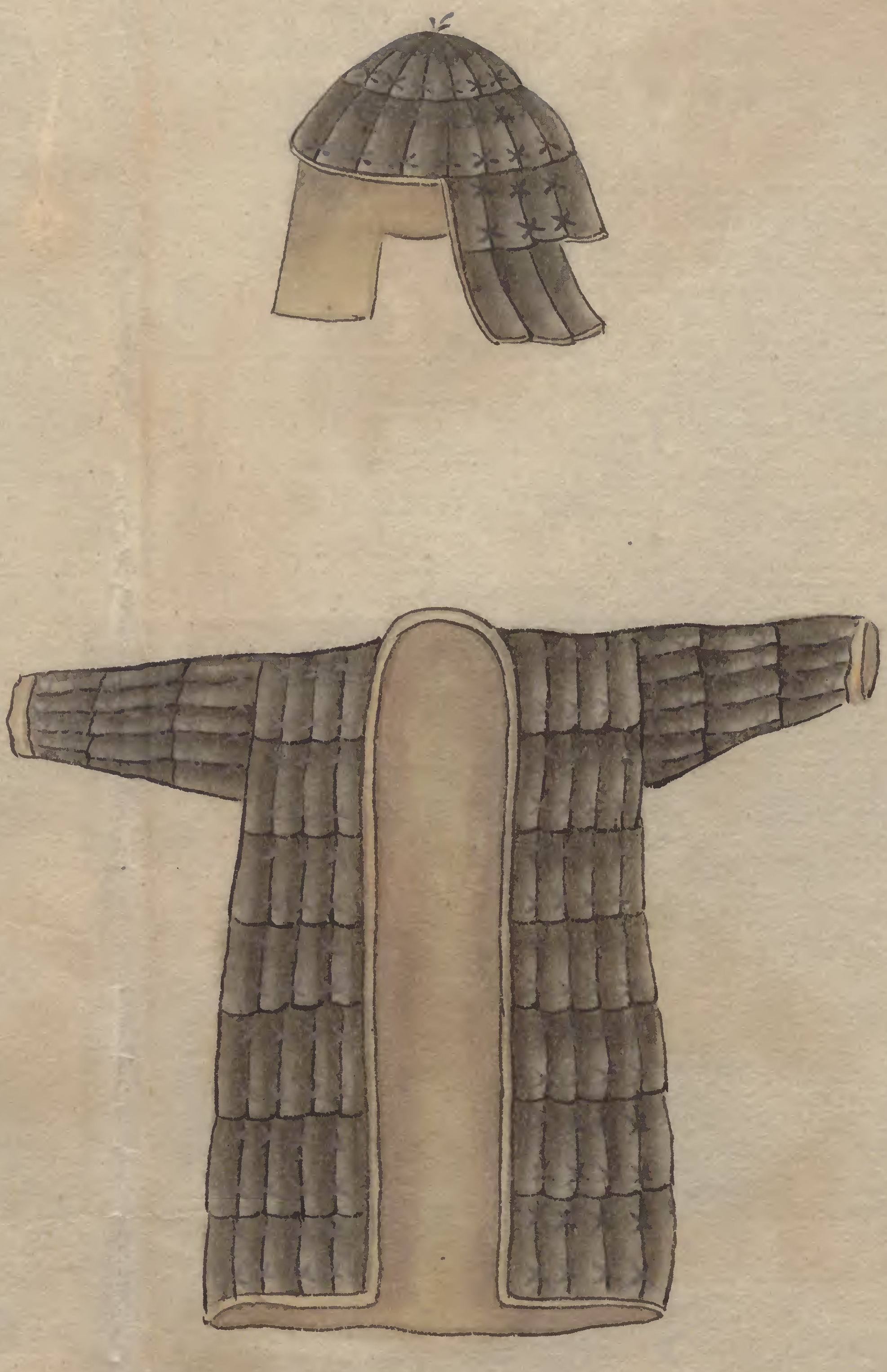

刀 韃夷之所造

サンタン弓
方名フンヂ

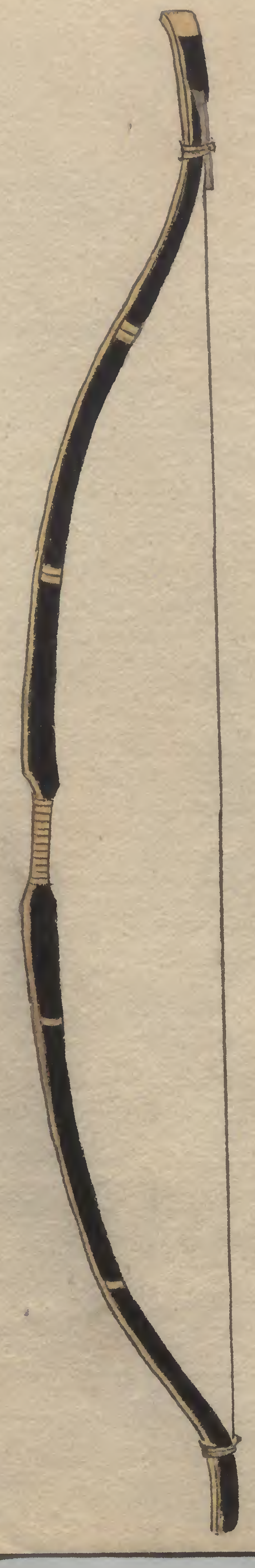

箭
方名グー

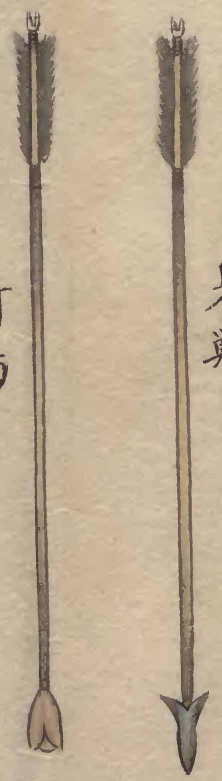

射獣

射鳥

鏃
方名ヲチカ

箙

酒壺

夷名
ホー

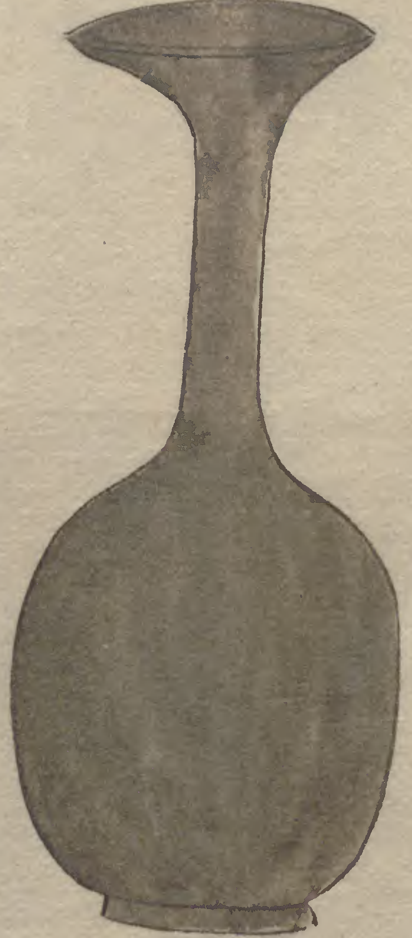

杯

夷名
ホーツタ

皿

杯 夷名 ホツタ

酒壺 夷名 ホー

皿

一 羅紗を以て製したる籠なり内面混糊を以て紙粘し酒を
盛るにしくるて敗損の患を見ず大小種々ありといへとも
大抵七八升より一斗二三升を納る
一 橢圓の瓶を木を以て輪を製し内面より混糊紙粘して
是を製以見るも亦大小同しからすして大抵一二升より三
四升まてを入るゝと云
一 兎ニ以て製する處の煙管あり圓のことし石を以て是
を造る又之紙の鼓器あり胴を圓く魚皮を以て是をはる蓋
し東韃の易へ渡まて為るよし又也兎の製する處なり
枕笈の二品あり其物圓のことし枕を木綿を以て是を
造り色餠を以て其横面に文彩し頭の鍋にて家を列の

本邦之

木綿を裹て笠を樺皮を以て是を製し黒漆の樺皮
を以て甚工ミにし文彩ある事圖のごとし

一 此夷種は満州なり墨丹の類を用ひて諸器に文彩
をなす事南方諸夷の及ざる處なり

一 舟ある處も満州の属夷コルデッケなる者（満州紀行中乃遺愛に詳なり）
おゐて地夷の製する物なし 五葉松を以て是を製し其
釘を用ひず木なり故に甚軟弱にして堅密實用の物にあらず
されば更に大洋海濤の中に用ゆべき物にあらず只形略を圖の如
くにして舳より板舌を出せり何の用なる事を知らず是林
藏の地夷と同名にして満州に渡りし舟なり

一 舟具異なる物なし 帆は魚皮を綴て是を製し形

薙の地寒く國寒して満明を厳しく舟なり

一 舟異異なりとる物なし帆ハ魚皮を綴りて是を製し形

杯盤 本邦之渡処

夷盆 コルデイツ夷ノ製スル處

酒瓶

同

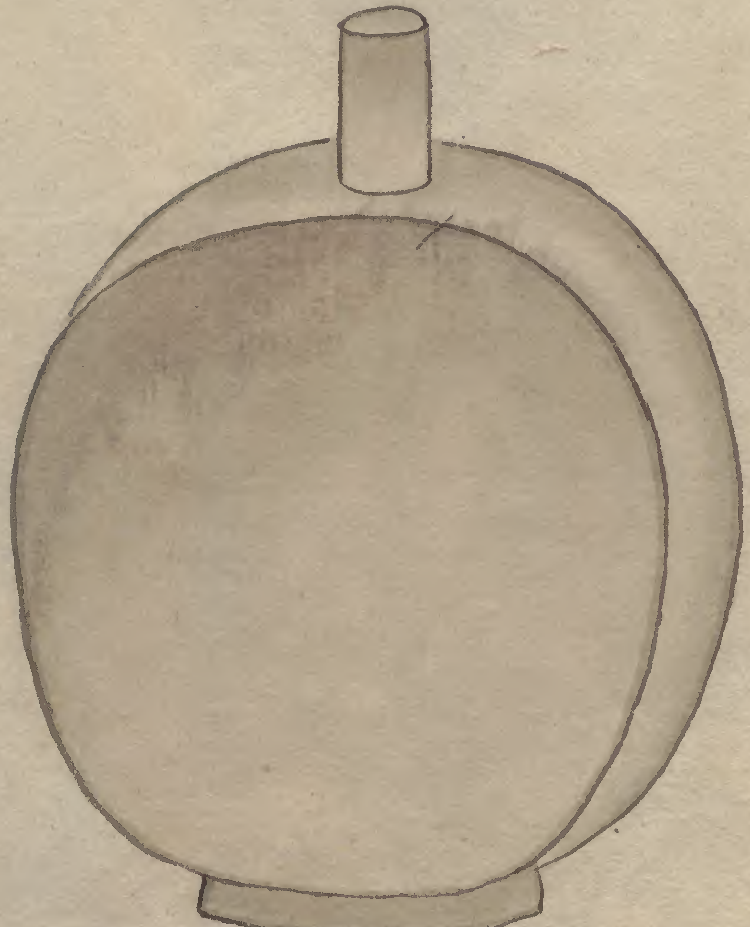

笠 夷名 ハツカ

枕 同 モーツテ

三絃鼓器

石煙管

サンタン舟

夷名モー山旦夷
称してヲクタと云

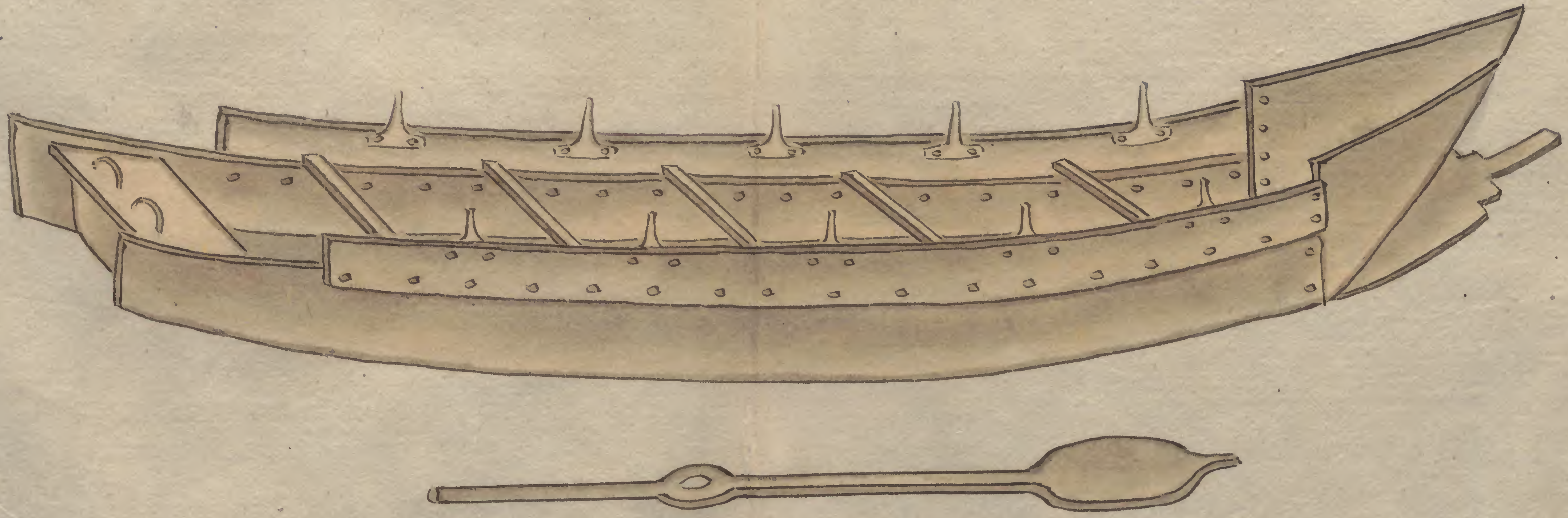

国立公文書館
National Archives of Japan

此より蝦夷帆の如し

一 艫舟和島に異なる事なし 積長大なりとぞ

一 蝦夷葬祭の事其詳なる事を見聞せる者なし にて知れる事一二之事を揭して此に記しぬ

一 蝦夷と称するへきものあれハ其種まてはあるへきにはあれと

一 此夷種キトウシ 西海岸地名 よりイトイにいたるの間にて和島夷俗の者と雑居して相共に蝦夷を治め事をはかる故其蝦夷の妻出るに親視するものあれとも其詳なることを陳ぬる事を憚といへとも夷の言葉を聞に大概蝦夷島の方言葉の如し

一 凡蝦夷を治んとするものは婿となる者の家より多く宝貨を男家に贈りて其女を請ふ事なり 大概首長たる者に

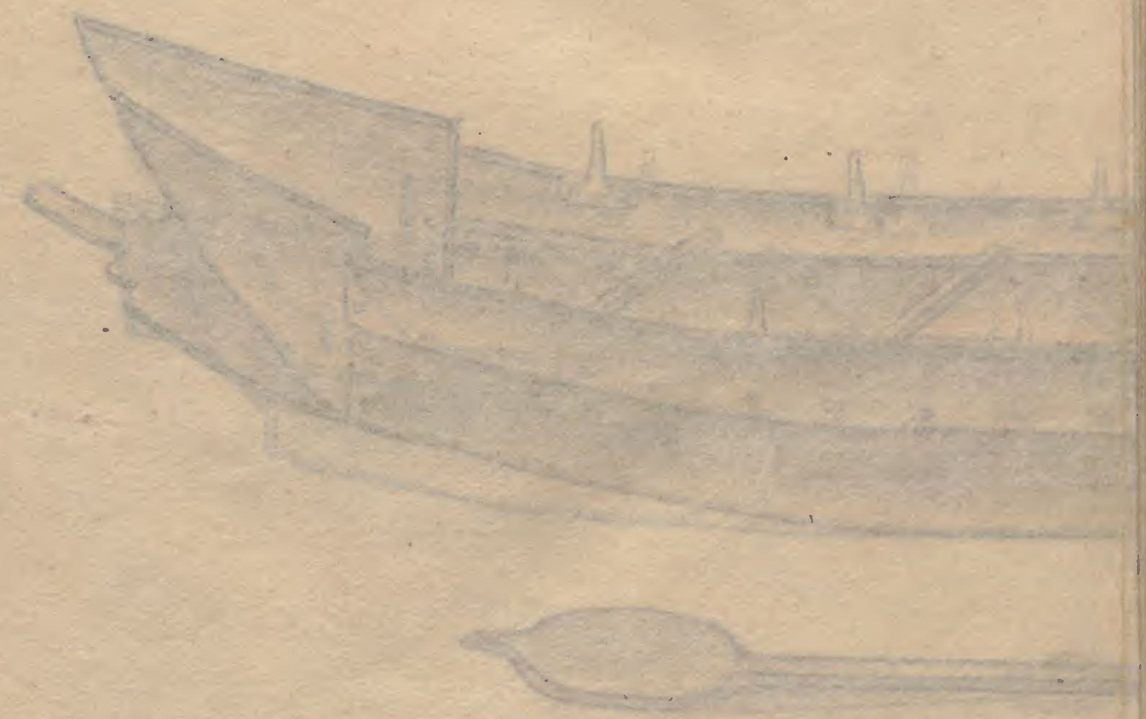

一 寶器の最上とする所ハ所謂ペツケ拵にし奴僕一人を添婚を
結納の例とせり貴女の情を見ル所とし
一 結婚同姓を忌む事甚しくこれを犯すものハ殊に厳なり
り本邦従兄弟相忌するの類まてを禁する事なり
一 其結婚の始を見るに大ニ濁乱の夷と結婚し甚しき者
ハ百里の外より嫁娶する者有りとそ
一 蝦夷種中男女とも淫欲殊に深く偶逢すれハ女ハ通邪淫
の事許多なり反て其結婚の時にし及ハさる事無覚
し両男一女を争ふ抔の事あれハ多くハ殺ちあるハ死傷せしむる
事ある事なりとし
一 人の家女を密通し後に借兄同宗を招かしむる事あり

…あり…

一 人の妻女ヲ密通し 後ニ偕老同穴を約するもあり

祀堂

祀堂中神主

相伴して女家を出我家に帰り来るにおよび其時に姉に多くの宝
貨を女家に贈りて其父母に罪を謝し家婦となれりといふ

一 死亡の事に就ての弊なし只むかしよりの例に執行ふ事を慎まれ
よりも其見る處人死する時は衆夷涕泣して是を悲む事
甚深し其葬事を行ふ事は南方にて大に異にして死人を
焼き其骨を拾ひ家傍に祀堂を造り其側にシロツコ夷の

一 棺のことき者を設け是に蓋して骨を納る者なりとぞ祀堂
高サ凡二尺餘廣さ是に叶ふ板を以て是を製して其内

一 に図のことくなる神主を置きて魚肉烟草の類を供して是
を祭る神主に結着るものは布帛のきれなりといひ新しく

一 三四年の間是を祭る事甚厚し後速に毀ちすてるといふ

一 死人を焼く處ある図のごとく木枝を立て塔のごとくに列
鳥居のごとき物を建つ

一 海岸に魚獣の首を備へ木幣を添へて海神を祭る事蝦夷
各邑のごとし

一 家の門正面に方寸の閣を設け其上に小祠を置く家毎に是を祭る
祠中に図のごとくなる木幣の神をおけり何ものなる事を知らず

一 横死に棺を閉るといへども言語通せざれハ夷の答ふる事審瞭
然るに墓をして守家の神なるよしといふ

焚屍處

屋中祭祠

同神主

国立公文書館
National Archives of Japan

後序

此の島乃北ニ去ること凡憂文き人物の
同異ある其世産地様ノ林菓ヲ見し聞し事
のはなかりしは妖魔ありて往来無ニ危いまで
こゝ川ありて見たる所の東の海よりおそる遥
九百七十里あるを餘せしに其地の両島兎姓
ましまんとする者許多ありしに聞けれとも今も又
悪くヲロツコスメレンクルの種族ありとて且も
其地へ行んとする大洋をはてゝ境を接して
又異域ある事ありとなれハこれ悟りし姓名は
しらる事をおもひやるたへまなき神を大に特道

まゝ限なくもありて推せられて知るに便なる
有り況や衆夷の論り出處にとゞまるを聞て論に異
なる事をとゞむる人もなきに彼ハ此島の事を知り
家なりける事なれは其庵かるにはおよそ一度支
なれと地理を窺ひ國の變化事のなくは何とも難
よろしき事ともなり得るは少き遊歴の人をたのむの
母なしとせむ日毎にあらし遷りける道をなる
見聞しる處の事共あれは從來のもの書らする
漏しかりといふ

附録

常陸　間宮林藏口述
備中　村上貞助編輯

一 此島スメレンクル夷の中毎年滿州の假府（徳楞哩と名く）に至り貢獻（貢を献ず）
とする者貢賜を受けて歸り来る者あり ハラタ（長夷）カーシンタ（次夷）
といふ是滿州夷の命を受て蓋し我蝦夷島
の乙名小使なといふ者の類なるへし 林藏が聞く所此島に
會して其受命の趣を諸問せしに往者（年代不知）此島いまだ
滿州に入貢せさりし時何國の夷船（蓋し異邦の船なるへし 形大船にて何れとも知れす）
ありけるに年々此島に来りて諸獣なとを交易せし
事ありしに其夷殊に暴虐にして此島夷と闘諍せしかは

去りしに夫より島夷常に是を恐るゝ事一七七 年代詳ならず蓋し乾
隆十二三年の頃なりしか林氏著書の刻成る頃満州夷錦に添へて伝来せり 豊ふ可芸術に書せしものとかんしよ乾隆十二年と題したるものありしといふ
満州人多くの人数を率ひて此島に渡り偏く島中を
巡検せしむる所に島夷彼の暴夷の襲ひ来れると思ひ皆〻
逃竄して山に入る者多し 其道逃せさるして海濱に在し者を
呼出して其人物を撰み 西海岸イトイ シラヌシをさる事凡百五十里余と称する處
處にしてトルベイヌと名せる者一人をハラタとなし夫より五十
里許奥地カウトと称する處にして其名ウルトゴーなる者
一人をも命して夫よりノテトの山路凡二十里許小城へ東海岸
ホウドウガー 一名メル コアー と称する處に至り又一人を命して
ハラタとなし 此夷の子孫何れの時にや又何方にか移りしや 今は海岸タムラヲーと称する處に住居す 其他カーレ

ニタと称せる者を諸方に多く是を命し年々満州に入
貢せしむ 其貢物は黒貂皮一枚を献ずれば其賞賜として
錦一巻を与へ其他文房の物を与へまして是を与ふへしと
物して帰り来りしより年々入貢し来りぬと語りしと云ふ 今イ
トイーの首長テイノーヌ 今ウヤクトウ居住先称号を旧称として東韃の仮府に至りし夷なり カウト
の首長モツケイヌ タムラヲーの首長ポホカヌー 以上二名東韃仮府まして称号をそへて
凡今の三夷皆其子孫にして ハラタを称する凡者なりと
一 シラヌシより西海岸凡五十里許奥地に ナヨロと称する處
あり 此處よりリヨナイに至るの間に 土着せる夷人其風
俗を南方夷に異なる事なし といへとも スメレンクル夷の
ごとし ハラタカーシンタと称して其身満州に附属し年々

其府に至り貢をさゝけん賞賜を受る者あり林蔵再見の
時ハトコンブ（地名）の夷フーレルシクル（年九十五）トンナイラロ（地名）のクシ
子トミ（年九十七）ヨコー（地名）のイベナシイ（年九十七）ナヨロのモンギーカ
ンテ（年九十五）此四人の老夷有り質問して其事の趣を知る
事を得たりといふ

一四人の老夷のいはく幼弱の頃の事なりしがナヨロの酋長ヤエ
ビラカン（墓ありて今の酋長ヤエンクルの曽祖父）と称して其人となり悍猾暴戻
なる者なりしか其比満州の属スメレンクル・サンタンの夷交
易のため来りける者を拐人辞を設し其舟を奪し来る
処の物悉く集めて是を取る（此事の証跡夷の秘する処なりしを得てハなしといへり）
（證するまてとして殺 事おほしといふ）其兇悪を悪る山丹夷逃廻して国に帰り

事状を以て満州の府に訴しゆへ其明年に至て満州
夷船三艘を出して其属スメレンクル・サンタンの諸夷を率
ゐてナヨロに来り（満州夷此地に来りし事其後但貢の事にのみ再ひ来る事なかりしとなり）
（其事一定ならされハ信用しかたし其後タライカの地に来る事ハ年を隔てる所既になかりしといへとも近年又来る事を伝へたりといふ）去年暴
虐をなせし者の党類を悉く是を束縛しトンナイ邊
の酋長ともを呼集めて其側に引つけ其暴を制せさる
の罪を責め共に刑に処せんとする夷官命頒して赦されんこ
とを請といへとも従免を許されハ衆夷其党なる処の償
器を出して其罪を贖ん事を請ふに至て（夷語是をツクイといふ）満州
夷もかく其寳器を納めて其罪を赦せしといへともヤエ
ビラカンか事ハ此事の魁首にして其罪殊に重けれハ

其子カンテツロシケ。ヨーチイテアイノの二人をもして
是を質にとらしめ将来満州に属して山丹をなし年
毎に其獲る處の貂皮を以て府に来て貢を入る事なし
さるれハ賞賜の物をも与へ且其他交易の事に至りてもま
價物許多をもちさせん又後来属夷の亡無き年来る事
あらハへきも怯て暴をなす事なからんと約し請質をと
却りて其二子を卒ひ其国に帰りしより 人質をとる事此時より起りて
今代山丹夷交易の諸器を島夷に貸与へて其債をも償ハしむるにいたりさるを責て
其子其兄弟を卒ひて国に帰り質となれハ世俗伝へて山丹夷其地
居夷の多からん事を欲してカラフト島夷を
買得るといふの蓋し 此事なるなるへし
年々入貢怠る事なり
りしかは其後年を経二人の質を返し時に南て書を送り
印を点して二人をハラタの官となし其夷人の才に依り

者を撰てカーシンタとなし符し 此書今のヤエンクルか家に伝
とあられハ其字辨識へからハ其印則官理之姓地方年月制 あといへとも満文なれハ読へき
郡縣功と刻やり則彿而る擬写しておくる所のもの左に以て後に附す 其時よりして
其子其孫業を継て今に至り島夷を卒ひて年毎に
デレン小 即徳楞 里名 至り貢を進むといふ今ナヨロの酋長ヤエンクル一
人のミハラタとなして其他カーシンタなる者七人あり ナヨロの シロトコ
イノ。ライチンカのモニシュー コテ。ウショロのセンバクル同イコンランケ東海
岸ナイブツのリイレルアイノ。ショユンコタンのニシカニ。フヌツプのシカリカト
也是も近年貂皮無数になりて年々其府に至る事
を得ハ満州に三年に一度に入貢せしに貂皮又年を過て
まくなるなり凡四五年目に其府に至り将来にして満州
夷時に山丹夷をして其貢を促す事頻なれハともかく
卯年獲る處の貂皮をもかくしてさるを以て庚年及カー

シンタ三人 センバフル。シロトヘ アイノ。モミジエーコテ 島夷十人許を率ひて満州に
赴くの途ノテトの嶌にして林蔵が見分の時是に會し再
見分の時ホロコタンにして又其所船中に逢ひければ三夷に
會して入貢の事物を問しに衆夷皆曰満州の府に
至り入貢の式舊例のごとく黒貂皮一枚を献し ジヤンテイ
官人の名 夷称 を称しければ其應接ごとく入貢せし時のごとくなれば
此大に其入貢の情りある事を呵責し往時より恩
恵を忘れたりやなどと罵り将来入貢の情なからん事を
厳譴して帰りしと語りける

一 林蔵至る所東韃地方の住夷スメレンクル。サンタン。コル
デッケ。キムンアイノなどと称せる者とも大概其就居海岸に

ハラタカーシンタなる者を置て其地夷を指揮せしむるに

一 此ハラタ。カーシンタと称せる者は其地夷の内其指揮を受る者なり
凡東韃の住夷スメレンクル山旦此ナヨロに来る時など皆ヤエンクル
の指揮する処にて是を敬し他の庶夷に随ふ事なし 其誕の語を以て
する類の事なるにて島夷難地に入るを自ら為りとぞ

一 東海岸ハンケタライカと称せる處に往時満州夷建てし所
の標柱あり今存するる處形圓のごとし其文字は刻痕既に
漫滅して讀得ず其柱の夷ヘンタンゲ 夷名 なる者に
よつく其往時の物を保して往時より標頭小庇を設け其下文
字を鏤ばしの形之を 夷の目出たき處 如斯四行に鏤ませりと言ふ故に
林蔵ましく擔圓のごとくなる事と書して其形此の如くなりしや

要をとりぬれは其趣あらはるといへとも故に其圖を贅す

一 ウショロよりノテトに至るの界往昔年代知れす魯齊亜の属カムチロシメナロモムロ
ワシレーなと称せる者六人来り住せしかは此夷をキーレンと称せる
種族の者として此地猟漁等に出しく島夷を虜とし其婦女を犯し
或は闘争して島夷を殺し又山夷とおかしあひたる島夷の
殺されたる凡三四年の間なりしに猿佐の島夷山夷と共に謀
て其族を討亡し殺し尽せしかは其後絶て来往する者
なし 彼船其より来る事の海路を問ひしに東韃の夷
北東海の方より小船に乗し来りてカムカタに至り此島
に渡り来るといふ

標柱圖

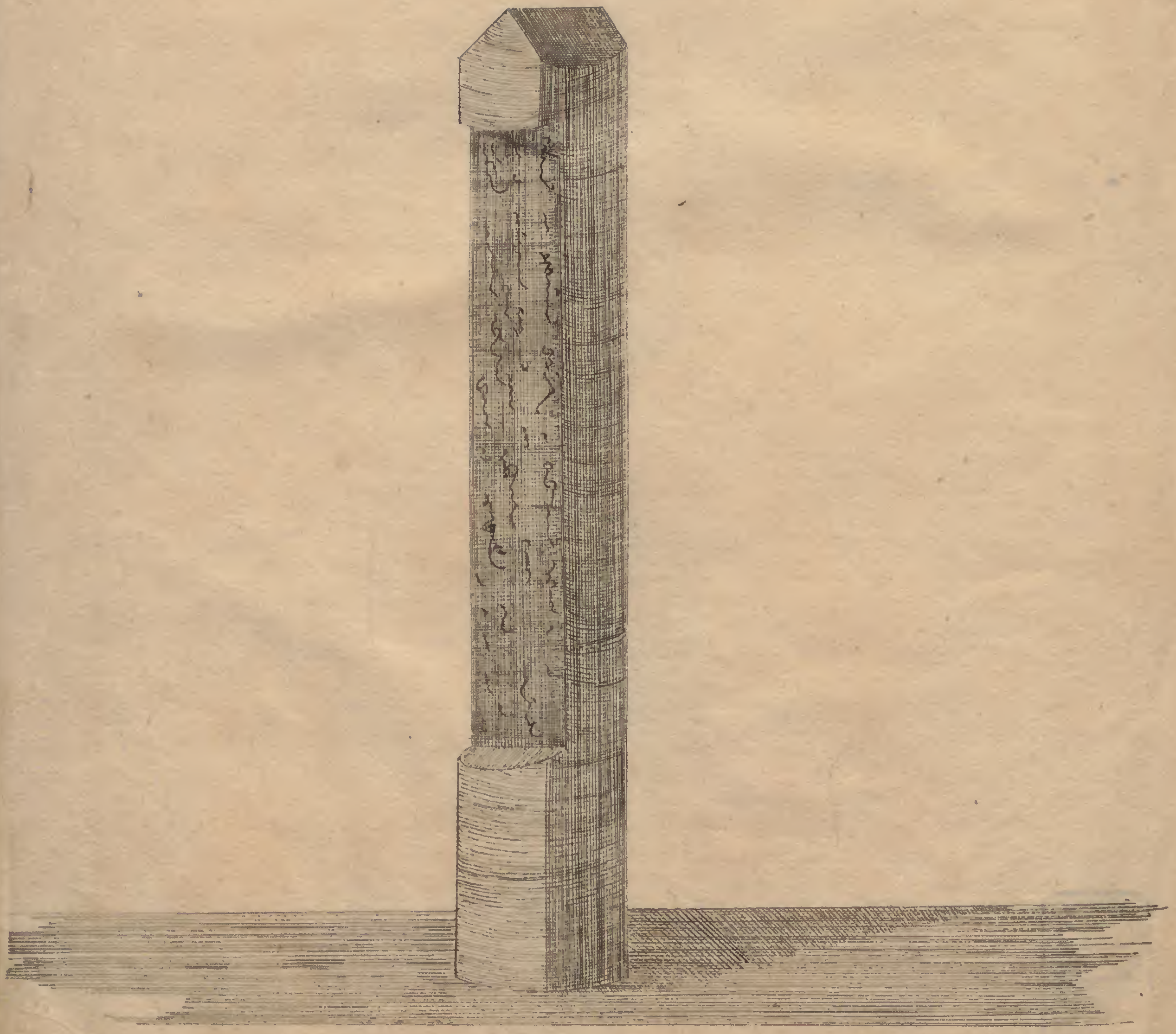

林蔵書しるく
先ヨ問處

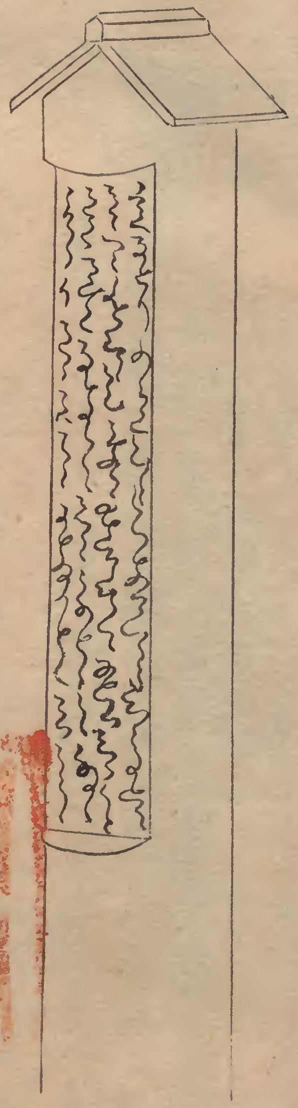

内閣文庫
日本政府図書

国立公文書館
National Archives of Japan